

● **ベガス事件**

**知財高裁 R3.12.20 R3(行ケ)10078 審決取消請求事件(菅野雅之裁判長)**

第 41 類を指定役務とする登録商標「ベガス」に対する無効審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。取消対象の役務は「娯楽施設の提供」であり、無効理由は、本件商標「ベガス」が「ラスベガス」の略称として広く認識されているので、役務の提供場所あるいは役務の質等を表わし、商標法 3 条 1 項 3 号に該当するというものである。

原告の審決取消事由にあるように、判決は「ベガス」の語が「ラスベガス」の略称として、日本国語大辞典、大辞林、大辞泉、現代用語の基礎知識、広辞苑等に掲載され、また「ベガス」を「ラスベガス」の略称として使用しているウェブサイト記事等があることを認めた。

しかしながら判決は、辞典はその語の内容を示すに過ぎないから、直ちにその語が広く一般に知られていることを示すものではないし、辞典はそれぞれに掲載基準が異なるから、その語が掲載された辞典の数の多寡によって広く知られているか否かが判明するものではないとして、周知性認定の根拠とはしなかった。

またウェブサイトの記事についても判決は、「ベガス」の語はほとんどが見出しにのみ用いられ、本文中では「ベガス」ではなく「ラスベガス」の語が用いられているものであって、ほぼ全てが本文中に「ベガス」が米国内の地名であることを推知する記載があったり、賭博に関する事実を報道する文脈で用いられているものであるので、「ベガス」の語を「ラスベガス」の略称として単独で用いることが定着しているとは認めがたいと判断した。

そして何よりも判決は、取消対象役務が「娯楽施設の提供」であるところ、本来「賭博場の提供」はこれに含まれないことを指摘している。

ちなみに、J-PlatPat で「賭博」をキーワードで検索すると、第 41 類では「賭博ゲームの提供並びにこれに関する指導・助言及び情報の提供」が過去に審査において採用されたことは掲載されているが、「賭博の提供」は「不可」として「採用できない商品・役務名」として掲載されている。

賭博すなわちギャンブルは日本では公営のもの以外、刑法第 185 条賭博罪で違法行為として禁止されているので、いわゆる胴元に相当するであろう「賭博場の提供」は公序良俗違反ということになるであろう。

なお「ベガス」商標については、両当事者間で多数の係争事件が起こされている。また、同日付けで英文字の登録商標「VEGAS」について同趣旨の判決が下されている(R3(行ケ)10079)。